

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【公開番号】特開2001-92880(P2001-92880A)

【公開日】平成13年4月6日(2001.4.6)

【出願番号】特願平11-264082

【国際特許分類】

G 0 6 Q	30/00	(2006.01)
G 0 6 F	13/00	(2006.01)
G 0 9 C	1/00	(2006.01)
G 1 1 B	20/10	(2006.01)
H 0 4 L	9/08	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	17/60	3 1 8
G 0 6 F	13/00	3 5 4 Z
G 0 9 C	1/00	6 6 0 E
G 1 1 B	20/10	H
G 0 6 F	17/60	3 0 2 E
H 0 4 L	9/00	6 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月15日(2006.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のコンテンツデータを送信する情報送信装置と、

提供禁止対象に指定された上記コンテンツデータを示す提供禁止リストを作成し、当該作成した提供禁止リストを送信するリスト送信装置と、

上記提供禁止リストに基づいて、上記情報送信装置から送信される上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別し、当該コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合には、当該コンテンツデータの取り込みを中止する情報受信装置と

を具えることを特徴とする情報提供システム。

【請求項2】

上記リスト送信装置は、上記提供禁止リストに利用禁止対象に指定された上記情報送信装置を登録し、

上記情報受信装置は、上記提供禁止リストに基づいて、上記情報送信装置から送信される上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別すると共に、上記情報送信装置が上記利用禁止対象であるか否かを判別し、上記コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合と、上記情報送信装置が上記利用禁止対象である場合には、それぞれ上記コンテンツデータの取り込みを中止する

ことを特徴とする請求項1に記載の情報提供システム。

【請求項3】

情報送信装置から送信される所定のコンテンツデータを受信する情報受信装置に所定のリストを送信するリスト送信装置において、

提供禁止対象に指定された上記コンテンツデータを示す提供禁止リストを作成するリス

ト作成手段と、

上記提供禁止リストを上記情報受信装置に送信する送信手段と
を具えることを特徴とするリスト送信装置。

【請求項4】

上記リスト作成手段は、上記提供禁止リストに利用禁止対象に指定された上記情報送信装置を登録する

ことを特徴とする請求項3に記載のリスト送信装置。

【請求項5】

情報送信装置から送信される所定のコンテンツデータと、リスト送信装置から送信される所定のリストを受信する情報受信装置において、

上記リスト送信装置から送信される、提供禁止対象に指定された上記コンテンツデータを示す提供禁止リストを保持するリスト保持手段と、

上記提供禁止リストに基づいて、上記情報送信装置から送信される上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別し、当該コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合には、当該コンテンツデータの取り込みを中止する取込み中止処理手段と
を具えることを特徴とする情報受信装置。

【請求項6】

上記リスト保持手段は、上記リスト送信装置から送信される、上記提供禁止対象に指定された上記コンテンツデータと共に、利用禁止対象に指定された上記情報送信装置を示す上記提供禁止リストを保持し、

上記取込み中止処理手段は、上記提供禁止リストに基づいて、上記情報送信装置から送信される上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別すると共に、上記情報送信装置が上記利用禁止対象であるか否かを判別し、上記コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合と、上記情報送信装置が上記利用禁止対象である場合には、それぞれ上記コンテンツデータの取り込みを中止する

ことを特徴とする請求項5に記載の情報受信装置。

【請求項7】

リスト送信装置により、提供禁止対象に指定された上記コンテンツデータを示す提供禁止リストを作成し、当該作成した提供禁止リストを送信するリスト送信ステップと、

情報送信装置により、所定のコンテンツデータを送信するデータ送信ステップと、

情報受信装置により、上記提供禁止リストに基づいて、上記情報送信装置から送信される上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別し、当該コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合には、当該コンテンツデータの取り込みを中止する取込み中止ステップと

を具えることを特徴とする情報提供方法。

【請求項8】

上記リスト送信ステップでは、

上記情報送信装置により、上記提供禁止リストに利用禁止対象に指定された上記情報送信装置を登録して送信し、

上記取込み中止ステップでは、

上記情報受信装置により、上記提供禁止リストに基づいて、上記コンテンツデータが上記提供禁止対象であるか否かを判別すると共に、上記情報送信装置が上記利用禁止対象であるか否かを判別し、上記コンテンツデータが上記提供禁止対象である場合と、上記情報送信装置が上記利用禁止対象である場合には、それぞれ上記コンテンツデータの取り込みを中止する

ことを特徴とする請求項7に記載の情報提供方法。